

## こども医療費助成制度について

川西市では、中学校1年生から中学校3年生までのお子様に対して、入院医療費の一部を助成しています。

### ◆対象となるお子様◆

	対象の給付	所得制限の有無
中学校1年生～3年生	入院	扶養義務者に対する所得制限があります

### ◆資格申請に必要なもの◆（入院医療費の請求と同時に受付します。）

健康保険証、印鑑（認め印）、扶養義務者で平成22年1月2日以降に転入された人は平成22年度の課税証明書（すべての収入、所得、控除額、扶養人数、住民税課税所得割税額がわかるもの）

### ◆所得制限及び助成金額について◆

**所得制限** 扶養義務者の市町村民税所得割税額が23.5万円未満の世帯。

**助成金額** 入院の自己負担額の1/3を助成。  
（高額療養費や家族療養付加金の支給額を引いて、自己負担している額の1/3を助成）

**連続入院** 連続して3か月を超える入院の場合、4か月目以降は入院の自己負担額全額助成。

### ◆こども医療助成制度についての注意事項◆

- 自立支援医療、特定疾患医療等の他の公費（人工透析は除く）を適用して診療を受けた分については、この制度との併用はできません。
- 医療費の助成の対象は、「健康保険適応の診療分のみ」で、保険外の診療等（自費診療分や、食事療養費、個室料金など）は対象となりません。

### ◆認定書の有効期間について◆

有効期間は原則として、**平成23年6月30日まで**です。

ただし、中学3年生について有効期限は平成23年3月31日までとなっています。

参考

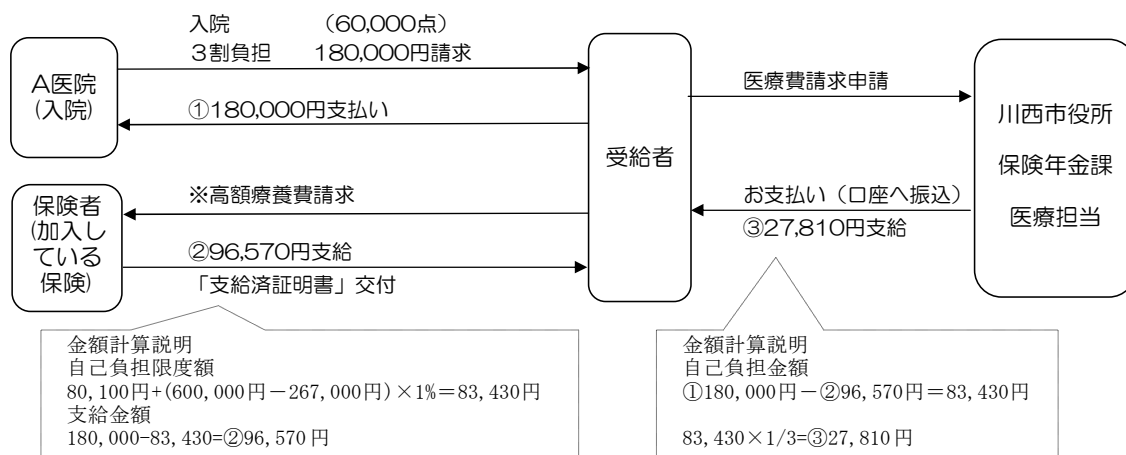
0歳から小学6年生までは「乳幼児医療助成制度」にて医療費の助成をしています。

	対象の給付	所得制限の有無
0歳児	外来、入院とも	所得制限はありません
1歳児～小学校3年生まで	外来、入院とも	扶養義務者に対する所得制限があります
小学校4年生～6年生	入院のみ	扶養義務者に対する所得制限があります

## ◆入院医療費の請求方法について◆

入院医療費の請求については、医療費支払い後、加入している健康保険から高額療養費、家族療養付加金の支給があるかを確認してください。支給がない場合は直接市役所窓口へ、支給がある場合は支給を受けてから、市役所窓口で申請してください。

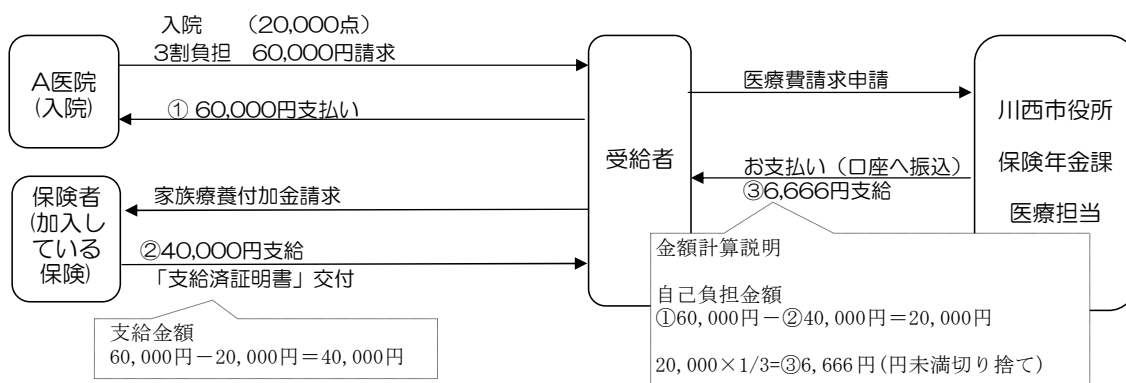
例1) 60,000点(1点=10円)の入院をしたとき  
(高額療養費が一般世帯区分で支給される場合)



※高額療養費とは同じ月内に医療費(保険適用分)の自己負担限度額を超えた分が支給される制度

自己負担限度額 一般世帯区分  $80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) \times 1\%$

例2) 20,000点(1点=10円)の入院をしたとき  
(家族療養付加金が医療費20,000円を超えた分支給される場合)



## 入院医療費請求申請に必要なもの

- ①医療機関発行の領収書(患者氏名・保険点数・診療日数などの記載のあるもの)
- ②印鑑(認め印)
- ③健康保険証、こども医療費助成認定通知書(2回目以降の申請の方)
- ④銀行等の口座番号(ゆうちょ銀行の場合は振込先専用口座番号のあるもの)

(注1) 「高額療養費」や「家族療養付加金」に該当するかをご加入の健康保険組合に必ず確認し、該当する場合は支給手続きをした後、「支給済証明書」等と上記①~④のものをご持参ください。

(注2) 同じ月に発生した入院医療費は、必ずまとめて入院月の翌月以降に申請してください。

(注3) 毎月7日までに申請いただければ、翌月10日に振込みいたします。

問い合わせ先 川西市役所 保険年金課 医療担当  
(1階 ⑧番 「赤」のカウンター)  
直通電話 740-1108